

# 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターオープニングイベント等企画運営業務委託 企画提案要領

## 1 目的

「大沼キャンプフィールド」及び「赤城ビジターセンター」が令和8年度にオープンすることを記念して竣工式典およびオープニングイベントを開催し、来園者に施設の魅力を的確に伝えるとともに、開設時の注目度を最大限に高め、県立赤城公園全体の認知度向上につなげることを目的としています。

この目的を達成するために、施設の特性や立地環境を踏まえたオープニングイベント等の企画・運営提案を募集し、オープニングイベント等の企画・運営業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 委託業務概要

- (1) 業務の名称 大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターオープニングイベント等企画運営業務委託
- (2) 業務の内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年1月29日(金)
- (4) 提案上限額 5,093,000円(消費税及び地方消費税を含む)  
※令和8年度群馬県一般会計予算の議決状況により予算額が変動する場合があります。  
また、委託上限額での契約を保証するものではありません。  
※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼することがあります。  
※応募に関する費用は含みませんので、自己負担となります。

## 3 参加資格

応募に際しては、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 群馬県内に本社、本店、支店または営業所を設けていること。
- (2) 同様の事業実績があり、当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 4 プロポーザルの手続等

- (1) スケジュール  
ア 実施公告 令和8年 2月 4日(水)

ア 参加申込期限	令和8年 2月13日(金) 17時 必着
イ 質問受付期限	同 上
ウ 企画提案書提出期限	令和8年 3月 5日(木) 17時 必着
エ 第一次審査	令和8年 3月 9日(月)～11日(水) 予定
オ 第二次審査	令和8年 3月19日(木)
カ 審査結果通知	令和8年 3月下旬頃予定

(2) 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加申込

ア 提出期限 令和8年2月13日(金) 17時 必着

イ 提出書類

a 参加申込書(様式1)

ウ 提出先・提出方法

以下提出先のメールアドレスあてにPDF形式にて提出すること。

(提出先)

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係

電話：027-226-2877 e-mail：[kanshizen@pref.gunma.lg.jp](mailto:kanshizen@pref.gunma.lg.jp)

※件名を「【参加申込】オープニングイベント等企画運営業務委託公募」とすること。

※参加申込書を提出した際には、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、県のファイル共有システムを案内するため、上記連絡先まで連絡すること。

エ 資格審査

参加申込書受理後、本公募の応募要件に基づき資格審査を行い、審査結果を令和8年2月17日(火)までに文書で通知する。

(4) 質問受付

ア 受付期限 令和8年2月13日(金) 17時 必着

イ 質問様式 質問票(様式2)

ウ 提出先・提出方法

4(3)ウに記載のメールアドレスあてにPDF形式にて提出すること。

※件名を「【質問】オープニングイベント等企画運営業務委託公募」とすること。

※質問票を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、参加申込者全員に対し、令和8年2月18日(水)までに電子メールにより通知する。※質問事業者名は公開しない。

## (5) 企画提案書提出

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、参加申込者以外からの企画提案書や提出期限経過後の企画提案書等は受け付けない。

ア 提出期限 令和8年3月5日(木) 17時 必着

イ 提出書類

a 企画提案書表紙(様式3)

b 企画提案書本体(任意様式)

次の内容に加え、提供可能なサービスやアピール事項、事業効果を高めるための工夫などがあれば自由に記載すること。

- ・業務の実施方針
- ・業務実施体制
- ・類似事例の実績
- ・各業務内容および実施手法
- ・業務実施スケジュール
- ・オープニングイベントの企画内容

※規格はA4版で作成することとし、ページ数は30ページ以下とすること。

c 見積書(任意様式)

- ・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にすること。
- ・宛て名は、「群馬県知事 山本一太」とすること。
- ・見積書の内訳には、各経費の単価、各項目の内訳、消費税及び地方消費税額を明記すること。

d 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要が分かる資料

e 課税(免税)事業者届出書(様式4)

f 決算書(直近のもの1期分)

g 誓約書(様式5(群馬県暴力団排除条例第7条関係))

h 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)

i その他資料(適宜)

※上記f・g・hの書類について、「群馬県物品等購入契約資格者名簿」への搭載者については提出不要とする。

ウ 提出方法

下記提出先に、電子データをメールにて提出すること。

エ 提出先

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係

電話：027-226-2877 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案】オープニングイベント等企画運営業務委託公募」とすること。

※メール送信後は必ず電話でメールの受信確認をすること。

※電子データの提出ファイルはPDF形式で添付すること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、県のファイル共有システムを案内するため、上記連絡先に連絡すること。

#### (6) プロポーザル参加に関する注意事項

##### ア 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- a この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- b 提出書類に虚偽の記載又は不正があったとき
- c 提出期限を過ぎて提出されたとき
- d 提案上限額を上回るとき

##### イ 費用負担

企画提案にかかる一切の経費については、応募事業者の負担とする。

##### ウ 辞退

企画提案書の提出後に企画提案を取りやめる場合は、速やかに連絡するとともに、その事実を書面にて提出すること。

##### エ 差替

提出期限後、提案者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めない。

##### オ 提出書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査にのみ使用する。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

## 5 審査及び優先交渉者の選定方法

### (1) 第一次審査

事務局が、審査基準に基づき、提出された書類の書面審査を行い、上位3者を一次審査通過者とする。参加申込者が3者以下の場合は第一次審査を実施せず、参加申込者全員を第一次審査通過者とする。第一次審査を実施した場合の結果は3月16日(月)までに参加者全員に文書で通知する。

※資格審査不合格者に対しては、資格審査結果のみ通知し、第一次審査に関する通知は送付しないため、予め留意すること。

〈日時〉令和8年3月9日(月)～3月11日(水) ※予定

### (2) 第二次審査

別途設置する審査委員会が、審査基準に基づき、プレゼンテーション審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定する。なお、審査結果は令和8年3月下旬を目途に、第二次審査参加者全員に文書で通知するとともに、優先交渉者は県ホームページ上でも公表する。

〈日時〉令和8年3月19日(木) (予定)

〈会場〉群馬県庁 16階環境森林部会議室

<時間> 25分/者（説明15分、質疑10分）

※提案者からの提出資料は事前に審査員に共有しますが、プレゼンテーションの際に事務局で資料や画面の共有は行いません。

※プレゼンテーション審査の日時及び実施方法は現時点での予定であり、今後変更になる可能性があります。

### （3）審査基準

- ・提出書類及び対面でのプレゼンテーション方式により審査を行い、企画提案審査基準表に基づき、各審査員が100点満点で採点を実施する。
- ・各審査委員の総合得点順位や意見交換結果を踏まえ、審査委員長が委託契約の優先交渉者を選定する。
  - ・提案者が1者のみである場合にも審査・採点・集計を行い、当該提案者への委託の妥当性について検討を行い、優先交渉者としての選定の可否を決定する。

### （4）審査項目

#### ア 事業適合性

（事業の趣旨や目的との整合性、式典は目新しく斬新な演出が含まれるか、イベントは地域の魅力を生かしているか、提案内容の総合的な適当性等）

#### イ 意欲・独創性

（意欲的に取り組む姿勢はあるか、オリジナリティがあるか等）

#### ウ 効果性

（費用にたいして十分な効果を期待できるか、参加者に赤城の魅力が伝わるようなイベント内容になっているか等）

#### エ 実現性

（業務スケジュールは適当か、業務の実施体制・遂行能力は十分か等）

#### オ 費用の妥当性

（見積内容や金額は適当か等）

### （5）その他

- ・プレゼンテーション実施日時等の詳細については該当者に別途通知する。
- ・審査は非公開とし、内容の照会等には応じないこととする。
- ・二次審査参加にかかる交通費等、企画提案にかかる一切の経費については、応募事業者の負担とする。

## 6 委託契約の締結

- ・審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った提案者を優先交渉者として選定し、契約相手方の候補者とする。

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との協議・交渉で決定する。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合に、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・なお、契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

## 7 その他

- ・この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等について中止や変更をすることがある。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議するため予め留意すること。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しない。
- ・本企画提案要領に定めのない事項又は本企画提案要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとする。